

様式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB～J)／番号使用状況) 年3月31日現在														
事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号														
番号 区画	番号使用数(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)								番号未使用数		番号休 止数	番 号 ポ ー タ ビ リ ティに 係る番 号使用 数	合 計	
	(1) うち アナロ グ電話	(2) うち 総合デ ジタル 通 信 サービ ス	(3) うち IP電話	(4) うち ワイヤ レス固 定電話	(5) うち ダイヤ ルイン 番号使 用数	(6) うち 利用者 から見 えない 形で使 用され るもの の数	うち卸 提供数	うち電 話転送 役務の 数	うち卸 提供数	うち永 続的に 使用予 定のな いもの の数				
合計														
電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無 ☐ あり(番号区画：) ☐ なし														

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

5 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。

6 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

7 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

9 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

10 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

11 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

12 番号区画ごとの番号使用状況については、報告年度の期首における西暦年数が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略することができる。

13 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

14 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB～J以外)／番号使用状況)							
年3月31日現在							
事業者名							
法人番号							
登録番号又は届出番号							
電気通信番号 の種別	番号使用数		番号未使用数		番号 休止数	番 号 ポ ー タ ビ リ ティに係る番号使 用数	FMCサービスに係る 番号使用数
		うち卸提供数		うち卸提供数			
合計							

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、

「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(060／070／080／090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。

4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

6 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。

10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)						
年4月 1 日から 年3月31日まで 事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号						
電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数	うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数			
				うち対面で手続した数	うち電話で手続した数	うちインターネットで手続した数

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、又は同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」又は「音声伝送携帯電話番号(060／070／080／090)」を記載すること。

3 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。

4 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。

5 注3及び注4について、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

- 6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号(060／070／080／090)」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポータアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポータアウトの手続方法ごとのポータアウト数を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。